

全建事発第 136 号

令和 7 年 2 月 12 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 今 井 雅 則
〔公 印 省 略〕

発注関係事務の運用に関する指針の改正について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正されたことを受け、内閣に設置された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」における申合せにより、「発注関係事務の運用に関する指針」が別添 2 のとおり改正され、各省庁、地方公共団体及びその議会並びに発注関連業団体に周知されるとともに、民間発注者団体あてに参考送付された旨、国土交通省より通知（別添 1）がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

別添 1 国土交通省通知文

別添 2 発注関係事務の運用に関する指針

（担当）事業部 三浦

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp